

疋田教諭分限免職取消訴訟ニュース No.9 2008/09/11

第6回公判報告 報告会(8月5日)の様子

第6回公判前の宣伝活動 第6回公判後の活動 - 全国規模の集会での宣伝活動

次回第7回公判は10月14日(火)午後4時半~528号法廷です。

傍聴をよろしくお願いします。



第6回公判報告

手続き

先月8月5日(火)午後4時半から、506号法廷で第6回公判が行われました。

被告側からこの公判にむけて前日に被告側準備書面(2)が提出されました(すでにホームページにアップし、荒井容子のコメントもつけてありますので、ご覧ください)。

また原告側からは、追加の署名と、疋田教諭の教育実践に関する多様な映像記録を抜粋したもの、ビデオテープ8本が提出されました。このビデオには、すでに前回、小平教育研究会での上映でお伝えしたようなものが含まれています。

原告から提出した資料 - 疋田教諭の教育実践に関する資料 - ビデオ、生徒による評価表等

小平5中で疋田教諭が担当していた「理科専科」授業で行った、生徒たち小グループによる理科実験を用いた発表(手品のような実験を披露し、そのからくりの科学的解明〔説明〕を行うもの) - 文化祭での報告ように編集されたものからの抜粋です -、NHK特報首都圏で疋田教諭のエイズ教育実践をとりあげた「エイズ教育最前線」の抜粋、この実践をドラマ化した中学生日記「エイズ授業」の抜粋、東映に協力して制作した性教育授業の教材(疋田教諭指導による性教育授業の様子)の抜粋、修学旅行指導の様子、疋田教諭が指導した学年演劇・クラス演劇の一端、疋田教諭が担当したクラスで、保護者にむけて生徒が一人ずつ語るビデオメッセージを作成したことがあるのでその資料の一端、中村中学・東久留米中学時代に指導していた軽音楽部の活動、東久留米西中時代のものだが、疋田教諭も指導していた生徒会活動の様子、東久留米西中時代から今日までずっと疋田教諭が担い手の一人として関わっている「青空学校」(夏季休暇中、学校の校庭を借りて、地域の人たちとともに地域の子どもたちと活動する社会教育授業 - 市民が中心となって継続してきた)の様子等を映像にまとめたものです。それぞれについて、スナップ写真を抜粋し、若干の解説をつけたファイルも用意し、提出しました(なお、PTA役員会からだされた、疋田教諭を糾弾(誹謗中傷ですが)する文書の中で、「ブタの目の実験」の映像のことが書かれていましたので、理科教材としてのこの教材についての説明も添付しました)。

また、疋田教諭は生徒による、教員の教育活動についての評価(項目ごとに自由筆記)も、市販のものを参考にしながら、実施していたので、その生徒による回答のいくつかも提出しました。

映像関係のスナップ写真を含む説明ファイルは、一つひとつずつなら(容量が大きいため)お送りすることができます。ご覧になりたい方は、どの実践のものを見たいかご指示のうえ、ご連絡ください。すべてということでも構いません。その場合は分けてお送りします。

今後の公判の予定 - いよいよ争点整理へ

さて、この書面・資料提出の確認後、裁判官の方から、今後の予定が提案され、双方で

了承されました。その結果、9月末をめどに、裁判官の方から争点整理案が出されるそうです。そして次回10月14(火)の第7回公判で、**事実関係について整理し、その後、証拠調べ・証人尋問に入っていくとのこと**です。また第8回公判の日程も12月9日に決まりました。**法廷は第7回、第8回とも、当初予定の506号法廷から528号法廷に変更となり、いずれも午後4時半から行われます。**

まず、教師の「適格性」が争点になることは明らかです。子どもが、自分でものごとを考え、分からないことを工夫して解明し、努力して力をつけ、そして差別や偏見をもたず、にまっすぐに人間の価値を理解し、感じとり(自分のこととしても、他人に対しても)行動していける。疋田教諭の多数の教育実践記録から総合して、疋田教諭はそういう力を子どもにつけることを大事にしてきたと読み取れますが、そういう疋田教諭には、果たして、本当に教師としての「適格性」がないといえるのでしょうか。ここが争点になるのではないかと思います。

また、処分の不当性も争点になることと思われます。教育委員会による聞取りのいい加減さ、記録されていることの虚偽をそのまま、事実として提示し、処分がおこなわれていること、さらに処分に至る過程で、あまりにも不合理な職務命令が連発されていること、そして、「資質向上」のためと職務命令に記述しておきながら、研修の成果もみずに処分を下してしまったこと。

「研修」については、人事委員会も、また今回の法廷での被告側準備書面でも、この「研修」は教師を学校現場から引き離すためであり、従って「研修」の成果をふまえた処分を行う必要はないと開き直って説明されています。これはつまり、教師の表現の「自由」を拘束するために行われた、「研修」の名を借りた、精神的・身体的拘束に他ならなかったということではないでしょうか。そしてそれは、疋田教諭を信頼していた生徒たちから、教師を奪い去る行為、子どもの学習権を侵害する行為であったともいえます。疋田教諭に文化祭の指導を受けていた生徒たちは、「研修」で現場から引き離されてしまった疋田教諭に、その後なんとか頑張って実施した文化祭での上演の模様を撮ったビデオを疋田教諭に渡してほしうと、学校に求めたそうです(結局そのビデオは疋田教諭のところには届きませんでした)。またソフトテニス部の部員たちも疋田教諭が職務命令を受けたため、「研修」に入って指導を受けられなくなることを知り、「研修」に入る前日に、疋田教諭との別れを、涙を流して悲しんだそうです。

すなわち、このような過程も含めて、最終的な「解雇」処分に至る過程があまりにも恣意的であることなど、争点になるのではないかと思います。

今後、弁護団としても会合を重ね、さらに問題を、本質に迫るものとして提示していく予定です。

報告会の様子

初参加の方から | 杉並区の教育問題

第6回公判後の報告会は弁護士会館507号室で行いました。11の方がご参加くださいました。特に、初参加の方がお二人いらっしゃいました。

お一人は杉並区で区民として教育問題について活動していらっしゃる方で、杉並区内でおこなわれた、和田中学の「夜スペシャル」の問題を話し合う集会で、疋田教諭に会い、この裁判のことを知って、傍聴にきてくださったとのこと。

杉並区は「新しい歴史教科書をつくる会」による扶桑社の歴史教科書を採択し、また、独自に教員を養成する「師範館」をつくっており、強圧的な学校変質の最前線を走っているとのこと。今回は、あまりよく分からないままこの裁判公判の傍聴をし、また報告会にも参加したけれど、この裁判、疋田教諭への処分はそのような強圧的な学校変質と重なるものとしてご理解くださり、支援の会にご参加くださることになりました。

私、荒井容子は「師範館」という話を知らなかったので、ネットで調べてみました。杉並区教育委員会のホームページで「杉並区師範館」を宣伝しています。独自のホームページもあって、その説明には、「塾生を対象に、杉並区教育委員会の採用選考が行われ、一年間の修塾後は、基本的に杉並区立小学校の教員として採用される予定です」書かれています。杉並区が小学校教員を独自に採用するとのこと、その教員をこの師範館で養成するとのこと。この師範館の理事長は区長です。行政と教育機関との区別が全くなくなっていくような制度です。このホームページには授業内容他も紹介されていますが、上から教え込むような「教育目標」・カリキュラムのようで、「規律」の育成が強調されています。こんなことがいま日本で起きているのだと、唖然としてしまいました。「規制緩和」による行政のやりたい放題により、上からの指導に従順に動く教師をつくりだし、その教師が上からの指導に従順に従う生徒をつくりだし、それが「規律」だという。きわめて単純な、非教育的な、幼稚な教員養成が展開されているように思えました。個人の人格を尊重しない教育が促進されそうです。(荒井)

初参加の方から 2 - 何故、体罰を行った教師を支援するのか - 体験からの疑問提起

またもうお一人は、お子さんが中学校で体罰を受けて苦しみ、我慢の限度を超えて、ついに体罰を受けてきた複数生徒さんたちの保護者の方々と立ち上がって、教育委員会に抗議し、運動を展開されているという方でした。この方は、津田弁護士にお会いして、子どもの人権を守る運動をしている津田弁護士がなぜ、「体罰」を行った教師の処分撤回要求裁判を支援するのかと疑問に思い、この裁判を傍聴され、報告会にも参加して下さったそうです。

自己紹介でその方が語られた、お子さんに体罰を繰り返した教師の言動についてのお話、報告会に参加していたもの一同、圧倒されてしまいました。具体的な暴力(鼻血がでるほど)、甘い言葉から手のひらを返すような強圧的なものへと変わる態度の急変(まるで疋田教諭が校長から受けた行為のようです)、保護者にまで加えられる強圧的行為・・・今どきそのような教師がいるのかと驚かされました。

本気で「体罰」問題を克服したいなら、疋田教諭への不当な処分を撤回する必要

この方のお話から改めて、疋田教諭が、マスコミもつかって、事実を歪め、誇張したかたちで「体罰」教師として宣伝されたことの悪影響が痛感させられました。処分が怖くなって表面的に「体罰」が自粛されたとしても、本当の「体罰」はなくなりません。疋田教諭への解雇処分は、たとえ「体罰」の問題性を認識し、考え方・教育活動を改善しようとしたとしても「解雇」されてしまう、恐怖政治のような中に教師を追い込んでいくだけです。つまり、教師の中にある「体罰」に通じる意識をただ押し殺してしまう、本来の教育への改善とは逆方向に事態を進める事件にすぎません。現に、疋田教諭が解雇されたあと、疋田教諭が小平5中に書類を出しにいったとき、廊下で生徒同士がつかみ合いのけんかをしていても、その場にいる校長や教師たちはこれを止めに入れない(生徒の体に触れれば、いつ「体罰」教師と言われるか分からないから)状態に陥っていたとのこと(結局、

疋田教諭とたまたま学校に来ていた業者の方とで、生徒のけんかを止めに入ったとのことです。

初参加のこの方も、詳しく知ること、疋田教諭への処分の不当性をご理解くださいました。そして次回も傍聴にきてくださるとのことでした。

なお、津田弁護士からは、疋田教諭の事件は、事件とされるきっかけは「体罰」であったが、実はその本質は、校長のいうことを聞かない教師はあらゆることを利用して、排除していこうとする、そういう攻撃であり、それは結局、子どもの学ぶ権利を侵害しているということだ、だからこの裁判を支援しているのです、と語られました。また、今、子どもの権利のための国連 NGO、DCI (Defence for Children International) 日本支部で、子どもの権利条約に関する日本政府による第3回目の報告(2008年4月)を検討し、カウンタ-レポ-トを準備している最中だ。第3回日本政府報告では、学校について、文科省は「いじめ」の問題には言及しているが、「体罰」についてはほとんど説明せず、むしろ「懲戒」という生徒に対する処分の方法について語っているだけだと紹介され、本当に「体罰」の問題を解決するには、表面的な対応に終わってはだめだということを示唆されました。

また、話が教師への抑圧問題に及んだところでは、参加した教師の方の中から、ご自身が管理職から受けた、解雇もからむ精神的な抑圧体験についても改めて語られました。

免許更新制の問題 - はじまった講習体験から

このほか、免許更新のために今年から実験的に始まった講習に参加された方からの報告もありました。博物館、公園など、さまざまなところでの研修をご自身で意欲的に組み合わせていらっしゃるようでしたが、希望の大学等では定員オ-バ-で受け入れてもらえなかったとのこと。来年度から本格的にはじまる講習に、常勤の教員すら受講を受けるだけの十分な機会が用意されていないのではないかと、まして、非常勤講師は後回しにされるので、免許更新はどうなってしまうのだろう、という話にまで発展しました。

そしていつものことながら、どうやってこの事件、裁判のことを広く世の中に伝えていけばいいのか、その課題が出されました。傍聴して下さった方を通じて、また報告会にもご参加くださった方を通じて、すでに、独自の課題ももって、始まっている小平での動きと別に、都内の他の地域でも、この事件・裁判のことを伝える会合をもてないかという相談が始まっています。この裁判を通じて、先に紹介しましたように、疋田教諭の教育実践を紹介するビデオ等もコンパクトにまとめられてきています。これらの資料や、裁判関係の資料を用意して、各地で集会を開催できないかと考えています。

是非、みなさまの方からもご提案いただけないでしょうか。小人数の集会でかまいません。最近、その積み重ねが必要なのではないかと考えてきました。

運動を前進させるための相談をする支援者間の会合も、何とか設定したいと考えています。弁護士団で相談し、日程が決まりましたらご連絡しますので、その節はよろしく願いいたします。

第6回公判前の宣伝活動

話が前後しますが、第6回公判前には、すでにみなさまにも協力をお願いをしてきましたように、宣伝活動を4回行いました。何れも午前11時半~12時半ごろまで行いました。

第5回公判時に直前、東京地裁前で行った宣伝活動(ピラ配り)の成果と課題を踏まえて、ピラ配りと訴え(ミニ・トラメガ利用)を行いました。

まず初回は7月8日(火) 疋田教諭、支援者お二人、計3人での活動となりました。

それぞれ、ミニ・トランジスタ・メガホンを使って、処分の不当性を訴え、支援を呼びかけたとのこと。支援者のお一人が事前にメッセージを準備してくださっていたのですが、関心をもってくださる方が意外に少なく、配布用チラシも少ししか渡せなかったとのことでした。

2回目の7月15日(水)は疋田教諭、福島弁護士、支援の方お1人(二児の若い母親)の3人でそれぞれの思いを語りながらのチラシ配りになったそうです。折りしも、原油高問題を訴える漁師の方たちのストライキと重なり、その関係者の方々がやはり東京地裁前で、宣伝活動を行っており、通りに大勢の方が溢れていたようで、そこで、大量にあったチラシは全て配布でき、なくなってしまったとのことでした。

3回目の7月17日(火)も疋田教諭と支援の方お二人の3人で、新たに用意したチラシを配り、この日は東京「君が代裁判」(いわゆる日の丸・君が代予防訴訟)の第7回口頭弁論があったので、傍聴券をもらうために並んでいる方々にも配って、大分たくさんの方々にチラシを配布したとのことでした。

4回目は第6回公判の日、公判前の午後3時半から、疋田教諭、福島弁護士、荒井容子と支援の方お一人、計4人で行いました。荒井は初参加でしたが、声をかけないとなかなかチラシを持っていってもらえないという、前回報告会での助言も思い起こし、とにかく大きい声で「学校が酷いことになっているんです。是非、読んでみてください。関心をもってください」と訴えて渡すよう努めました。チラシを受け取って、読みながら歩いていく人、立ち止まり、ご自身の裁判のことを語りだす人など、いろいろな出会いがありました。ご自身の裁判のことを語りだした方とは、お互い頑張りましょうという話になりました。交代でトラ・メガをつかった訴えも行いました。30分ほど続けているうちに、雨が降り出し、傘をさしながら継続しましたが、とても酷い降りになってきたので、やむなく、早めに引き上げることになりました。

荒井の感想ですが、やはり多くの方に伝えるためにも、宣伝活動は続ける必要があると思いました。大きな教育裁判があるときなど、その取材で来ているマスコミ関係者にも注目されるよう、宣伝活動を重ねられるといいのではと思います。支援者のみなさまにも、是非ご協力いただければ幸いです。

第6回公判後の活動 - 全国規模の集会での宣伝活動

夏季は大きな教育研究集会があちこちで行われますので、そこでの宣伝活動も思っておりましたが、荒井が把握している範囲では、弁護団が関係している二つの教育集会で、何とかチラシの配布を行うことができました。

一つは教育科学研究会の京都で行われた全国集会です。すでに一昨年の集会で、教師の問題を扱う分科会に荒井容子が参加し、不当な処分を受けたこと、人事委員会に訴えていることを一参加者の発言として伝えました。その後、昨年は東京地裁に訴えて初公判が始まる前の月でしたが、荒井文昭が講座の一つで時間をいただいて報告することができ、またチラシも僅かですが配布し、関心が高まりました。そのあと直ぐに、メ・リング・リストでこの裁判のことをさらにお伝えさせていただき、多くの方に関心をもつていただくことになった次第です。今年、この事件の説明と第6回公判への傍聴をお願いする文書を裏表に印刷したチラシを大量に用意し、大会実行委員会をお願いして、集会袋に入れて

もらうことができました。またさらに、支援者の方お一人が独自に、この集会の中でチラシを配布してくださっていたそうです。ありがとうございました。

もう一つは札幌で行われた社会教育研究全国集会です。昨年は荒井容子がこの集会で、ほんの僅かのチラシを、恐る恐る配っただけでした。今年は社全協受付カウンタ - の隅に、チラシを大量に置かせていただき、さらに荒井容子が個別に参加者にチラシを配布しました。

支援者のみなさまでも、この間、そのような活動をしてくださったというお話がありましたら、どうぞその情報をお寄せください。とても運動の励みになりますので、ニュース等でご紹介させていただきます。また今後もチラシ配布の機会などありましたら是非、よろしく願いいたします。

なお、疋田教諭も、さまざまな小集会に参加して、チラシを配布しているとのこと。

編集後記

9月20日14時から18時に明治大学研究棟2F第9会議室(予定)で、「第3回子どもの権利条約 市民・NGO 報告書をつくる会」による起草委員会の各領域代表者会議が開催されるそうです。「疋田哲也教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ - の会)」はこの会の会員となって、起草委員として参加させていただきたいと考えています。現在、子どもの権利を守るDCI日本支部に入会依頼をしている最中です。津田弁護士がこの事件のことを紹介しながら、学校における「体罰」の現状、その真の克服のための課題について起草される予定です。

先にも書きましたように、各地で裁判関係資料・疋田教諭の実践資料をもって、多くの方に興味をもっていただき、支援者を集めていくための小集会を行っていきたいと思います。この地区で開ける等、ぜひ、事務局までお声をかけてください。開催方法について多少の経験も積んできましたし、実施しながらさらに経験を蓄積していきたいと思っております。10人ぐらい集めることができ、場所も借りていただけるならば、何とかやりくりをつけたいと思います。

また、どうぞ宣伝チラシをみなさまが関わっているネットワーク、集会などに配布してください。メ - リングリスト等でもかまいません。マスコミに投稿して下さってもかまいません。事務局では多様な方法への対応に手がまわらない状況で、是非、みなさまの自発的なご支援をいただきたいところです。新聞・雑誌などに、記事を投稿して下さってもかまいません。よろしくお願いいたします。

運動をどう進めていくか、支援者で話し合う会、宣伝活動など、日程が決まり次第、メ - リングリストなどでご連絡いたします。その折には、お忙しいことと思いますが、是非、ご協力いただければ幸いです。

次回第7回公判は、10月14日(火)午後4時半～528号法廷です。

是非、傍聴にいらしてください。

疋田哲也教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ - の会) 事務局 荒井容子

事務局 eメ - ル yfe12833@nifty.co

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenschoku/index.html>

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ - の会

口座番号 00110-0-595335 カンパ 一口1,000円で、ご支援いただいています。いただいたカンパは支援の運動に活用させていただきます。